

談合防止について

地方公共団体の入札に当たって原則とされる一般競争入札は、その性質上、不特定多数の者が参加し、最も安価な入札をした者を落札者とする方法ですので、契約の履行を確保しえない者を予め入札参加を認めないこととし、排除する必要があります。

昨今、入札・契約に関する不正行為が多発し、競争の公正性を確保する必要性が高まってきており、このような状況も踏まえ、不正行為を行った者については、参加停止等の措置を適切に講じ、不正行為の排除を徹底することが求められます。

また、不正行為は何も談合等の入札手続に限ったことではなく、調達自体が発注から完成、引渡しをもって初めて完了するものであることから、正当な理由がないにもかかわらず契約を履行しない者についても厳格な対応が求められます。

さらに、不正行為の防止の観点からは、入札結果等の情報の開示など透明性の確保を図ることも求められます。

地方公共団体の職員が談合行為の不正行為に関与する、いわゆる官製談合の防止については、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨も踏まえ、職員による教育、研修等を適切に行うとともに、入札監視委員会等の第三者機関の設置により、入札手続の適正化を図る必要があります。